

障害者活躍推進計画

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 機関名                        | 西尾市監査委員   |
| 任命権者                       | 代表監査委員  |
| 計画期間                       | 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）   |
| 西尾市監査委員における障害者雇用に関する課題     | 西尾市監査委員においては、事務局の職員総数が10人に満たない小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。<br>ただし、障害者である職員が在籍する可能性があるため、組織的な体制整備が必要である。                                |
| 目標                         |   |
| ①採用に関する目標                  | 【実雇用率】<br>法定雇用率を達成する。<br>※ただし、障害者の任用予定なし。<br>(評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。  |
| ②定着に関する目標                  | なし<br>※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。  |
| 取組内容                       |   |
| 1. 障害者の活躍を推進する体制整備         |   |
|                            | ○障害者雇用推進者として事務局長を選任する。<br>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定する。  |
| 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出    |   |
|                            | ○障害者である職員の能力や希望も踏まえ、適宜、職務の選定及び創出について検討を行う。<br>○障害により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局等に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。                       |
| 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 |   |
|                            | ○相談窓口への相談のほか、必要に応じて随時面談を実施し、必要な配慮等を把握し措置を講じる。<br>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。<br>○時間単位の年次有給休暇や、病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。 |
| 4. その他                     |   |
|                            | ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。  |